

## S.E.S.S.A.D. (Services d'éducation spécialisée et de soin à domicile) とフランス特殊教育の最新の話題

棟方 哲 弥

(企画部)

### 1. はじめに

本稿では海外事情報告として、現在進行中である基盤研究(B)海外調査「フランス通常学校における特殊教育施設による支援サービス S E S S A D の成立と評価 ―わが国の小・中学校における障害のある子どもの特別支援教育体制への寄与―」(課題番号:17402049)による訪問調査・資料収集により得られた情報をもとにして、1. S.E.S.S.A.D.と呼ばれるサービス、2. 知的障害者の親の会の全国組織であるUNAPEIがフランスの全小学校(CP)に対して行った障害理解のための全国キャンペーン、3. 2006年1月から施行となった「全ての障害のある子どもが、居住地に最も近い学校に登録されるべきこと」を規定した障害者の機会均等と社会への平等参加のための2005年2月法(Loi n° 2005-102 du 11 février 2005)について報告する。

### 2. 海外調査の目的について

フランスでは、教育省管轄の小中学校における障害のある子どもへの特別な支援サービスとして、厚生省系特殊教育施設、あるいは親の会の団体が大きな役割を演ずること(棟方, 2002; 2004など)が見いだされている。本研究は、これらのフランス特殊教育のユニークなシステムについて、サービスの成立過程とその評価を含めた実態を明らかにすることで、わが国の小・中学校における障害のある子どもの特別支援教育体制への寄与することを目指している。

### 3. S.E.S.S.A.D.について

“セサド”と呼ばれ、直訳するならば「家庭(domicile)における特殊教育・ケアサービス」となるが、この名称は、フランス国内においてさえ誤解されるおそれがあるとされる(INTÉGRATION SCOLAIRE & PARTENARIAT, 2005)。ここで“domicile”とは、子どもが生活・活動する場という意味であり、SESSADは、地域の学校などにおいて障害のある児童生徒を支援するサービスの一つである。

SESSADのサービスは、障害別に、あるいは対象とする子どもの年齢によって、いくつかの異なる名称が存在する。

視覚障害分野のSESSADは、SAAAIS あるいはS3AISであり、聴覚障害分野ではSSEFIS、0歳から3歳までの感覚障害を対象としたものはSAFEP、知的障害や重複障害、運動障害を対象としているものはそのままSESSADと呼ばれる。

SESSADには、多職種の専門家が必要と規定されており、その構成メンバーは、具体的には、医師、特殊教育指導員(éducateurs spécialisés)、精神運動訓練士(psychomotricien)、言語聴覚士(orthophoniste)などである。この中の“psychomotricien”と“éducateurs”については日本に同等の資格が存在しない。前者は、當島(2003)により、ドイツにおける同種の専門分野についての解説が行われている。日本では、おそらくOT、PTが担うべき役割であるが、医学というよりは教育・心理学の領域にあり、その意味ではムーブメントや臨床動作法などが、これに近いものであろう。後者は、保育士養成施設等を経て介護福祉士を取得した場合に近い資格と捉えることができるのではないかと考えている。しかしながら、これらの関連については、今後、資格修得要件や養成を行う機関など、実際の業務の緻密な調査と比較分析が必要と思われる。

さて、これらの専門家は、厚生省系の治療教育施設であるI.M.E.(Institut Medico-Educatif)やC.M.P.P.(Consultation médico psycho pédagogique)などに置かれるものと同じとなっており、その意味では、これらの施設が、既に有するシステムや、スタッフを活用して、このサービス提供の主体となることは合理的な理由によると考えられる。

その一方でS.E.S.S.A.D.は、もう一つの形態が規定されている。それは、上述したように、I.M.E.あるいはC.M.P.P.などが、既に有する専門的なりソースを活用してセンター的な活動を行うタイプではなく、新たに単独で設立されたS.E.S.S.A.D.である。今回、このタイプのS.E.S.S.A.D.を訪問した際に、筆者が「既に専門的なりソースを有する療育施設であるI.M.E.に併設させたほうが、効率的で、合理的ではないか」との質問をしたところ、S.E.S.S.A.D.がI.M.E.等に併設されることは、規定された事実であるにも関わらず、

所長からは、S.E.S.S.A.D.のサービスは通常学校への統合のために存在するのであり、そのサービスは、I.M.E.などの分離型のサービスとは、全く無関係であるとの答えが返された。このことはフランスにおける「I.M.E.=分離型教育」が持つ印象の根深さを示したものとして興味深い事実と感じられた。これらについても、今後、質問紙法などによって、全国的な傾向を調べる必要があると考えている。

これとは別に学校生活介助者（A.V.S. : LES AUXILIAIRES DE VIE SCOLAIRE）による個別の幼・小・中学校への統合サービスを実施する協会を訪問した。この協会の代表者によれば、統合の方法は、子どもの障害の種類や程度に依存するが、例えば自分に健常者の兄弟のあるダウン症の子どもなどについては、通常学級に個人として統合されることが望ましいこと、さらに、この手だてとしてA.V.S.によるサービスが上げられるとのことであった。その一方で、このシステムの問題点としてA.V.S.の資質の低さを第一に指摘していた。これについては、A.V.S.利用者の半数以上が保育学校における統合であるという報告（INTÉGRATION SCOLAIRE & PARTENARIAT, 2005）や、安易で安価な統合という批判（Pierre Baligand, 2005）もあることなどから、これらについても、具体的な評価指標を用いた調査による分析などが必要であると考えられる。

#### 4. UNAPEIの障害理解全国キャンペーン

2005年5月、フランスの小学校向けの新聞であるle Petit Quotidienの2005年5月10日号において知的障害者理解キャンペーンが行われ、フランスのLe Figaroをはじめとする少なくとも20紙に紹介されるなど大きな反響を呼んだ（UNAPEI, 2005）。これを企画実施したのがUNAPEI（Union Nationale des Associations de Parents et Amis de Personnes Handicapées Mentales）である。

カラー印刷全12ページの小学生（6歳-7歳）向けの新聞である。新聞の内容は、染色体異常などの医学的解説などについても平易にイラストを用いて工夫して作られていた。このキャンペーンでは、le Petit Quotidienの80,000人（あるいは学級）の読者に加えて、フランス全土の6歳-7歳児の児童を担任する40,700人の小学校教員に、それぞれ26部ずつ配布して、児童に家に持参させる試みであった。結果として1,138,200部が配布されたとされる（UNAPEI, 2005）。

#### 5. UNAPEIについて

フランスの障害者の教育の実態を把握するためには、歴史的な背景を含めて、障害のある子どもの親の会（協会）

の活動が重要と考えられることから、その全国組織について紹介する。紹介するのは、上記のキャンペーンを行った最大の団体であるUNAPEIである。

日本におけるUNAPEIの紹介は1991年当時の資料を翻訳したと思われる文星野常夫ら（1991）の報告”フランス全国親の会「UNAPEI」フランス全国親の会の活動（訳）”があるが、すでに15年以上を経ていることや、今回行われた地方の障害のある子どもの親の会の協会や施設へ訪問などを踏まえて、大つかみに、その把握を試みる。

UNAPEIは、国際育成会連盟（Inclusion International）のフランス代表の機関であり、日本のカウンターパートは、その意味で全国手をつなぐ育成会となる\*<sup>1</sup>。しかしながら、フランスでは、地方ごとに、親の会の団体が、ほぼ全ての障害者施設の運営を行って（任されて）おり、知的障害の場合、これをフランス全土でとりまとめるのがUNAPEIである。

一方、日本では、社団法人日本知的障害福祉連盟が、社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会、財団法人日本知的障害者福祉協会（旧愛護協会）、全日本特別支援教育研究連盟、日本発達障害学会の5つの団体をまとめる活動をしている（社団法人日本知的障害福祉連盟, 2005）が、その実際は、UNAPEIの印象とは大きな違いがあるように思われる。

すなわち、日本では、日本発達障害学会を除いた4協会が、最小構成に至るまで、それぞれ縦割りの組織である一方で、フランスでは、地方にあるそれぞれの施設や団体が、例えば日本の4協会を融合させた”団体”として存在する。このように、UNAPEIは、その構成要素が、それぞれに独立可能な団体であり施設となっている。他の障害種別も、同様に親の会の協会がサービスの運営にあたっており、日本とフランスにおける障害者へのサービス体系には、土台部分から、大きな相違があると考えられる。

さらに、成人の知的障害者施設であるF.A.M.（foyers d'accueil médicalisés）における聞き取りによると、フランスでは、施設の運営を担っている地方の親の会の協会は、その地域の施設の設置や、定員、人事、さらに、規定上は、成人の場合はC.O.T.O.R.E.P.（commission technique d'orientation et de reclassement professionnel）の役割である入所、入学認定に係る決定権を”実質的に”有しているように思われる。

これを考慮するならば、日本における社団法人日本知的障害福祉連盟にある4協会の連合に加えて、施設や学校の設置者である都道府県、市区町村の社会事業団の役割まで広く包含する力を持った団体の連盟であると考えられる。このことは、調査結果などを、わが国のシステムに役立てる検討をする際の重要な背景因子であり、今後、より正確に把握する必要があると考えられる。

## 6. 障害者の機会均等と社会への平等参加のための2005年2月法

(Loi n° 2005-102 du 11 février 2005)

法律全体として、それまでの障害者基本法であったla Loi du 30 juin 1975と比べて、最も大きな改革点は「障害によって生ずる困難の補償」とされ (INTÉGRATION SCOLAIRE & PARTENARIAT, 2005)。この第19条から第22条までが学校教育、高等教育、職業教育に関する内容である。第19条には、「全ての障害のある子どもが、居住地に最も近い学校に登録されるべきこと」が明記されたばかりでなく、既に特殊教育施設 (I.M.E.など) に措置されている子どもについても、上記の対象と成り得ると規定した。

このことについては、フランスの国立特殊教育総合研究所にあたるC.N.E.F.E.I.訪問の際に「2005年法は、見方によっては、大きく障害のある子どもの教育を変革するように見えるかもしれないが、実際上は、フランスの特殊教育に大きな変化はないと考えている」と説明を受けた。事実、この法律は小・中学校における特殊教育の受け皿であったC.L.I.S. (Classes d'intégration scolaire) やU.P.I. (L'Unité Pédagogique d'Intégration) を修正するものではない (INTÉGRATION SCOLAIRE & PARTENARIAT, 2005) とされる。すなわち、子どもが、新法によって通常の小・中学校に登録される場合にも、従来通りC.L.I.S.あるいはU.P.I.の在籍となる。ここで問題となるのは、フランスにおける学校教育の現実であり、今後の就学動向などを分析し、今回の法改正については関連する政令が80以上あるとされており、あわせて、その成否を見極める必要があると考えられる。

例えば、Décret n° 2005-1587 du 19 décembre 2005によって、障害者とその家族に対するサービス (権利) を包括的に決定するMaison départementales des Personnes Handicapées (MDPH)が規定され、これまで県就学委員会 (C.D.E.S.: la commission départementale d'éducation spéciale) の役割は、成人を対象とするC.O.T.O.R.E.P.と共に、MDPH内に設置されるCommission des Droits et de l'Autonomie des Personnes Handicapées (CDA)に包含される形となっている。さらに、実地調査のインタビューでは2005年法より、2002年通知のインパクトが大きいとの指摘もあり、今後、さらに詳細かつ幅広い分析が必要と考えられる。

## 7. 終わりに

2005年2月法では、上述した以外にも、さまざまな改革が記述されている。上に紹介したフランスの国立

特殊教育総合研究所にあたるC.N.E.F.E.I.は、同法によって、l'Institut national supérieur de formation et de recherche pour l'éducation des jeunes handicapés et les enseignements adaptésという国立高等研究所に2005年1月に改組された。日本の国立特殊教育総合研究所が独立法人化したことと同じに語ることはできないが、これを定めるDécret n° 2005-1754 du 30 décembre 2005によれば、以前の教育省研究所から、教育大臣と高等教育大臣の所轄のいわゆる独立した機関となっていることが読みとれる。これについてはIUFM (Instituts Universitaires de Formation des Maîtres) と同様に、今後、大学院教育との連携の方向性の有無などについて見極めていく必要があると考えられる。

筆者は、フランスの特殊教育システムは、所轄の省の違いこそあれ、日本の特殊教育諸学校、特殊学級等を含めた教育システムは、フランスのそれに類似していると考えている。

現在、わが国において、通常の小・中学校に在籍するLD, ADHD, HFAなどの特別なニーズを持つ子どもへの対応を含めた教育改革が進んでいる。その中では、特殊教育学校が、それらの支援のために、地域のセンター的な役割を果たすことなどが期待されており、この分野におけるS. E. S. S. A. D.やA. V. S.など、フランスの経験に共に学ぶことができるものと期待している。

\*<sup>1</sup> 本稿執筆時において、UNAPEIは、知的障害者施設の解体などの急進的な方針を不服としてInclusion Internationalに対して脱退の通告をしている。

## 1 謝辞

本年度5回の実地調査は毎回、実質3日間程度という短い滞在ながら、現地のUNAPEIの全面的な協力により、研究が推進された。UNAPEIのLaurent Cocquebert所長はじめ、UNAPEIの方々に感謝申し上げます。とりわけ、欧州・国際担当Aymeric Audiau氏、Julie Laubard女史、法規担当Solène Pelletierの3氏とは、送受信合わせて60通を超えるメールの交換が行われた。また、研究所當島総括主任研究官にはドイツにおけるPsychomotorikについてご教示を頂いた。ここに記して感謝の意を表する次第である。

## 引用文献・資料等

Baligand, Pierre: PRÉSENTATION CRITIQUE DES AUXILIAIRES DE VIE SCOLAIRE, (Webサイト: <http://scolaritepartenariat.chez-alice.fr>内), 2005.

General information, France, European Agency for Development in Special Needs Education Web サイト [http://european-agency.org/site/national\\_pages/france/general.html](http://european-agency.org/site/national_pages/france/general.html), 2005.

INTÉGRATION SCOLAIRE & PARTENARIAT (Webサイト : <http://scolaritepartenariat.chez-alice.fr>), 2005.

UNAPEI: Operation Scolarisation, Revue de Presse Au 8 Juillet, 2005

社団法人日本知的障害福祉連盟Webサイト : <http://www13.ocn.ne.jp/~jlid/>

金子 健 : フランスの視覚障害教育について. 弱視教育第 41 巻第 1 号, 2003.

當島茂登 : ドイツにおける「発達障害児への運動を中心とした指導内容及び指導法に関する研究」報告 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 世界の特殊教育 (XVII) 2003.

星野常夫ほか: フランス全国親の会「UNAPEI」フランス全国親の会の活動 (訳)”, フランス障害児教育の研究 5, フランス障害児教育研究会編, 1991.

棟方哲弥 : フランスの発達障害教育, 発達障害指導辞典第 2

版, 編集代表小出進, 学習研究社, pp. 570-572, 2000.

棟方哲弥 : フランスにおける特殊教育の教育課程について, 21 世紀の特殊教育に対応した教育課程の望ましいあり方に関する基礎的研究, 国立特殊教育総合研究所プロジェクト研究報告書, pp87-90, 2004.

棟方哲弥 : カサノバ統合学校, フランスにおける特別なニーズを有する子どもの指導に関する調査, 主要国の特別なニーズを有する子どもの指導に関する調査研究 (科学研究費補助金 (特別研究促進費 (2) 研究成果報告書 : 研究代表者千田耕基)) pp.57-59, 2002.

## Fonctionnement des SESSAD et nouvelles d'éducation spécialisée en France

M. Tetsuya Munekata

le département de politique et de planification, NISE

Nous menons actuellement un projet qui bénéficie d'une subvention de recherche du MEXT sur le thème suivant : Fonctionnement et évaluation des SESSAD en France, services d'éducation spécialisée et de soins à domicile avec soutien apporté par des établissements spécialisés à des écoles ordinaires – Apports de ce système au dispositif d'éducation avec soutien spécial pour enfants handicapés dans les écoles primaires et les collèges japonais».

L'équipe de recherche s'est déjà rendue à plusieurs reprises en France et a pu, grâce à l'aide de l'UNAPEI, mener des enquêtes sur l'éducation spécialisée en France.

Aujourd'hui, le Japon a entrepris une réforme de l'éducation dont l'un des volets est de prendre en compte les besoins spéciaux d'enfants dans les écoles primaires et des collèges, difficultés d'apprentissage, TDAH ou autisme. Dans ce cadre, les écoles d'éducation spécialisée seront appelées à jouer un rôle de centre local pour soutenir ces efforts. C'est pourquoi nous espérons vivement que le Japon pourra beaucoup apprendre de l'expérience française.